

## 令和6年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和6年7月4日（木） 午後2時00分から午後3時30分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 会議室1

○出席者氏名

審議会委員：飯塚昭、石井溪、石渡肇、今井康介、小林伸一、高田旭祥、増山拓誠、松宮智生、山口貴成

木更津市：田中副市長、植野総務部長

（事務局） 中原総務部次長兼総務課長、渡辺課長補佐、河上係長、石井主査、梅田主任主事、鈴木主任主事

○議題等及び公開非公開の別：全て公開

- （1） 特定個人情報の利用について（令和6年6月25日諮問の審議）
- （2） 答申
- （3） その他

○傍聴人の数：0人

○会議内容

河上係長 ただいまより、令和6年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。私は前回に引き続き進行を務めさせていただきます総務課法規係の河上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長 規定によりまして議長を務めさせていただきます。

大変暑い中お集まりになっていただきましてありがとうございます。それでは本日の出席者の確認をしなければなりません。何名でしょうか。

河上係長 本審議会は、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審議会の委員の定数は15名、本日の出席者は9名となっております。

小林会長 そうしますと9名ですので、過半数を超えています。したがって、定足数は満たしており、会議は成立することになります。

毎回のことですが、最初にお諮りしたいのはこの会議の公開についてなんですが、特定個人情報の利用についての諮問が、今日の議題であり我々の仕事なのですが、いかがでし

ようか。公開については、ご異議ございませんか。

そうしましたら会議は公開で行うということにいたします。

本題に入る前にもし、途中で退席されるような方がいらっしゃるのであれば、前もって私に一言いただければと思います。

ただ今日はそれほど、先週の会議と比べて時間は取られないと思われまので、それでもどうしても途中退室しなければならぬ方は前もってお伝えください。

それでは早速議題に入らせていただきたいと思います。

本日は、前回諮問された事項に関して、それほど質問であるとか意見はございませんでしたが、それを踏まえてですね。それから、前回の会議終了後、会長である私と事務局の方々と相談して、所用のために本日出席ができない渡邊委員、渡邊委員は私の次にこの審議会で古いメンバーでかつ弁護士さんでいらっしゃるということ、それから金網委員、金網委員は市の職員のOBでいらっしゃるという本市での事務経験が大変豊富な方と、更には、私の大学での同僚である松宮委員と今井委員に、私の方から、答申案を作るにあたって何かご意見等をいただければとお願いしたところ、いくつかの大変有益な意見をいただいて、それを、私の方で事務局の方々の作られた答申案と突き合わせながら、そして私の会長としての意見等も入れながら、皆さんのお手元にある答申案ができ上がったというのがこの1週間の流れでございます。

あくまでも案ですから、これをたたき台にして、この後皆さんで議論し、正式な答申案を作成するというのが今日の我々の仕事となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、答申案について、事務局の方からご説明ください。

河上係長 皆様のお手元に配ってございます次第を1枚めくっていただきまして、2枚目の紙の一番上に案と書いてあります。

この案が、事務局の方で皆様のご意見をいただきながら、練らせていただきましたたたき台の案となります。

前回の審議会で、木更津市長より本審議会の方に諮問がございました。

改めまして、諮問の1の事項は、番号条例にすでに規定されているこども医療費の助成に関する事務について、新たに健康保険法、船員保険法、私立学校共済法、国家公務員共済法、国民健康保険法、地方公務員共済組合法に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する特定個人情報、いわゆる医療関係の特定個人情報を利用することについて諮問されました。

諮問事項2の方につきましても、諮問1と同じく、番号条例に規定されています、ひとり親家庭医療費等の助成に関する事務、重度心身障害者医療費の助成に関する事務、精神障害者医療費の助成に関する事務において、新たに、諮問1で申し上げました医療関係情報に加えて、高齢者の医療の確保に関する法律に関する保険給付の情報が加わっている点が、先ほどとちょっと違う点ではありますが、基本的にはほぼ同じ内容の特定個人情報

について新たに使いたいということで、諮問がきております。

ただいま、会長の方からお話がありました通り、前回の審議での委員の皆様からのご意見等を踏まえまして、答申の案を作らせていただきました。

まず、市長に対して、この審議会で答申するという形になりますので、左上に市長、右下に本審議会で代表の小林会長のお名前を書かせていただいております。

その次に、諮問が、特定個人情報の利用についてということですので、タイトルについては、同じく特定個人情報の利用についての答申というような形で書かせていただいております。

文章のつくりとしましては、まず1行目から、前回の審議会の日付の木経改第167号の4で諮問がありましたことについて下記の通り答申しますということで、具体的な内容は下記の部分で書かせていただいております。

前回の審議会での議論を大まかにまとめてみますと、1点目、諮問に係る事務が、今回で言えばこども医療の事務なのですが、こちらが特定個人番号利用事務、これは番号法に定めがある法定事務になるのですが、これと類似しているか。

2点目が、諮問に係る特定個人情報、今回で言えば医療関係情報になりますが、これが国の法定事務において利用する特定個人情報の範囲内であるか。

3点目が、諮問に係る特定個人情報を利用する必要があるかどうかということをもとめたというのが大枠になります。

改めて、読ませさせていただきます。

1、諮問事項1について、諮問に係る事務については、既に本審議会において個人番号を利用することについて適切であると答申した事務であり、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年木更津市条例第28号）別表第1及び第2に規定された事務であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務と類似する事務である、と記載させていただいております。

1段落目について、既に、という言葉を使わせていただいておりますが、平成27年6月23日の本審議会において、この事務自体は個人番号を利用することについて適切であると答申がもう既にされていて、その答申を受けて市の方も条例化して、既に番号条例の方に規定させていただいていること、それと、番号法に規定されている特定個人番号利用事務と類似しているということも確認しているという点についてここで記載させていただいているところになります。

続きまして2段落目になります。

諮問に係る特定個人情報については、当該特定個人番号利用事務において利用する特定個人情報の範囲内であると認められると、2段落目の前半で書かせていただいております。

こちらが先ほど申し上げました国の法定事務で利用している特定個人情報、医療関係情報の範囲内かどうかというところを確認させていただいて、範囲内でしたのでこのように書かせていただいております。

2段落目の後半、また、からになりますけれども、諮問に係る特定個人情報は、健康保険の被保険者証が、マイナンバーカードに一本化されることにより必要となるものであることから、諮問に係る事務において利用する必要性も認められるということに記載させていただいております。

最後に、3段落目ですね。以上のことから、諮問事項1については、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保という番号法の目的の1つに照らし、適切であると考え。ただし、諮問に係る事務に携わる実施機関には、引き続き特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである、と結んでおります。

諮問事項2につきましては、先ほど申し上げました通り、ほぼ同じ内容の特定個人情報について加えるものであります。後期高齢者の医療保険情報が加わっているというところで少し違いがありますが、基本的には、今回諮問1で答申した内容と同じ内容の考え方で今回整理させていただきまして、この諮問事項につきましては、諮問に係る3つの事務において、諮問に係る特定個人情報を利用することは、諮問事項1に対する答申の中で示したものと同一理由から、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保という番号法の目的の1つに照らし、適切であると考え、と書かせていただきまして、ただし書きで、ただし、諮問事項1に対する答申と同様に諮問に係る事務に携わる実施機関には、引き続き特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである、と書かせていただいております。

簡単な説明ではございますが、以上になります。

小林会長 ありがとうございます。そういう案なのですが、会議を効率的に進める上で、私の方で皆さんがなぜここでこの言葉が使われているのだろうというような疑問を持つであろうという点をいくつかピックアップし、そこについてご意見なりを伺えればと思います。

まず諮問事項1の1行目で、既に、という文言がございますね。

これは先ほど事務局から説明があったように平成27年にこの諮問答申手続きを経ているという経緯があるので、という意味を込めて既になんですね。

ただ、既に、でこれまでの経緯を表現するのも1つですが、より正確に平成27年の際の諮問答申手続きということをはっきりここで明記するというのも、もう1つの考え方だと思うのですね。それが1点目。

それから、同じ諮問事項1の1段落目の最後の行ですね。特定個人番号利用事務と類似する事務という点です。実はこれを巡ってちょっと私が事務局といろいろやりとりをしたということがございました。

類似という言葉は、私たちだけ、ここの一部の人たちだけ理解しても駄目で、ここにいらっしゃる皆さんが少なくともなぜ類似という言葉を使わなければならないのだということを理

解しなければ駄目ですよっていう前提で、事務局とのやりとりをしました。

途中で親和的といったような案も浮上しました。しかし、その後、議論がされた結果、結局元通りの類似という言葉に戻ったという経緯があります。それが2点目です。

それから、この諮問事項1に対して、3点目を挙げるとすれば、3段落目の以上のことから、から始まるどころ、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いの確保という番号法の目的の1つとここにありますよね。

この1つというのがここには出てはいますが、実は当初の案では、目的に照らしてという案だったのでした。

それが色々検討してみたところ、これは1つにすべきだ、その方がより正確だということで1つという言葉に落ち着いたということです。

それから、適切である、と今日の案ではなっていますが、ここがこの審議会のいわば結論のような部分ですから、やはり他の文言よりも時間をかけて言葉を選ばなければならないということで、例えば、当初は大きな問題はないといったような表現が途中で浮上しました。結局、適切である、という文言にしていますが、最初の案では何でしたっけ。  
河上係長 差し支えない、です。

小林会長 なぜこの表現を使ったのですかと私が聞いたところ、さっきの平成27年と平成30年の2回の答申の中では、この諮問を受けてこの審議会が最終的に出す結論を表現するこの部分、いずれも差し支えないという表現が使われていたので、その前例に倣ったということでした。

検討してみたところ、差し支えないという表現は別にこの文章の前後関係や文脈からすれば間違っているというわけではありません。

ただ、間違っているというわけではないのだけれど、差し支えないというような表現は、例えば、市の内部の上級庁が、下級庁が出してきたものに対してこの決定で差し支えないといったようなそういう文脈の中で、或いは、そういうシチュエーションの中で使われるのではないのでしょうかと私が事務局の方に振ったところ、そういうふうはこの市の内部で使われる場合が多いと。そういうことがあってかどうか分からないけど、こういう答申の中でも使われてきたのかなあというふうに話し合いました。

では、差し支えないという言葉が差し支えないかどうかという議論に入って、やはり審議会というのは事務局の方々の上部機関ではなく、いわば第三者機関という機能を果たす機関ですから、やっぱり皆さんとは一定の距離をとるということをしなければならぬのです。

そういうことを考えると、差し支えないという言葉よりも、例えば、大きな問題はないというふうにすれば、いかにも第三者機関が使うような言葉になるのかなと思っていて、その後、これは事務局側のご判断なのですけど、その言葉よりもより適切と判断したその理由をお聞かせ願えればと思います。

河上係長 最後、適切である、の結びのところですが、まず、直近でこちらの審議会で答申

いただきました令和4年個人情報の保護法の改正の答申のときにもやはり同じような議論がありまして、そこで最後は適切であるというような言葉を使わせていただいたという前例から取ってきたというのがまず1つなのですが、もう1つは、先生との打ち合わせの中で妥当とかそういった言葉の中で、というようなお話がありましたので、色々考えさせていただいた中で、適切という言葉を選ばせていただいたというところがございます。以上です。

小林会長 ということのようですね。適切であるという言葉が適切であるかどうかということをご皆さんに議論していただければと思います。

諮問事項2の方は、文章を読んでいただければわかるとおりの多くの部分が諮問事項1に倣っているということなのでこのような短い文章になっているということです。以上の点について何かご意見等がございましたら。よろしいでしょうか。

1点目の既にというところはいかがでしょうか。

河上係長 はい。先ほど会長の方からお話ありました通り、平成27年6月23日の答申でこのことも医療費の助成に関する事務について答申をいただいております。

この諮問事項2の残りの3つの事務のうち、2つが先ほど会長の方からもお話がありましたとおり、重度心身障害者医療と精神障害者医療の事務についてが、平成30年3月23日の審議会、ひとり親の方が平成27年6月23日の審議会で答申いただいているものでしたので、既にという言葉を使った方が、2つ目の諮問に対する答申として使いやすいかなというところですね。本来は平成何年の本審議会においてという明記をしたかったのですが、諮問事項2がありますので、既にという言葉に置き換えさせていただいたところがございます。いかがでしょうか。

小林会長 これは我々と市長との間の文章ではなく、公開されるわけですから、一般の市民の方が読んでどうだろうという観点も必要ですね。

既にというのは何なのだと。自分たちだけがわかっているってことじゃないのというような疑問も出される可能性もありますよね。

そういうことを考えて、最初はこの27年の日付を出してきたと思いますが、諮問事項2との関連を考えれば、むしろ、出さないほうが適切じゃないかというご判断でしょうか。ただ、出したからといって、誤解を招くようなことはならないと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

河上係長 記載するのであれば、諮問事項1については平成27年6月23日と記載し、諮問事項2については平成27年6月23日及び平成30年3月23日というところを付け加えるような形になるかと考えられます。

小林会長 新たにその分付け加えると。そうすれば平仄っていうのでしょうか、バランスが取れるわけですね。

河上係長 そうですね。

小林会長 やはりこういう公文書であるということと、一般の市民の目にもさらされると

いうことを考えれば、そちらの方がより適切だろうというご意見もあろうかと思えます。  
この点、松宮委員はいかがでしょうか。

松宮委員 今、河上さんからご説明いただきました通り、この文章全体の中で諮問事項1と諮問事項2の両方でしっかり意味が通るよという趣旨で、この平成27年6月23日という部分は表さずに、既にという表現に包み込まれたという感じですよ。

今、会長がおっしゃられたように、市長と我々、あるいは事務方だけが理解したものでないということも、大体ご理解いただけると思えますし、私も説明できることだと思いますので、私はこの案でよろしいのかと思えます。

小林会長 というご意見ですね。わかりました。他に何かございましたら。

ないようなので、松宮委員の意見を取り入れさせていただきたいのですがいかがでしょうか。特にご異議がなければ。では、そういうことで1点目お願いいたします。

それから2点目ですね、同じ諮問事項1の一段落目の最後のくだりの類似と。先ほど言いましたように最終的には類似という言葉に落ち着いたのですが、私も類似という言葉が適切だと思います。

ただ、皆さんにこれを理解していただくために、改めて、事務局の方から、なぜ類似という言葉にしたのかということをご説明願います。

河上係長 今回類似する事務であるという言葉を使わせていただきましたのが、今までの答申も確認した中で、この類似する事務であるというのが番号法、そこから委任されている個人情報保護委員会規則で類似する事務という言葉を使用しております。

何が類似かというところについては、内容が類似しているということを法で指しております。更に具体的に、どんなところが類似しているのかといいますと、例えば今回のこども医療の事務なのですが、医療費の助成で元になっている法定事務というのが小児慢性疾患医療の事務、こちらも医療費の支給ということで、同じように医療費関係のお金の支給で内容が似ているということと、事務手続きについても、例えば保険証を提出して、審査するなど、事務の手続きですとか、法の方では、事務の内容が類似しているということを使っているということです。

色々検討させていただきまして、類似する事務であるというような形でまとめさせていただいた次第です。以上になります。

小林会長 今のご説明の最初に、国の個人情報保護委員会が出てきましたけど、委員会の何にこの類似という概念がでてくるのでしょうか。個人情報保護委員会制定の規則の中で出てくるということですか。

河上係長 おっしゃる通りです。個人情報保護委員会規則になります。

小林会長 その中に類似っていう概念が定められた条項があるということですね。その条文で類似という概念が使われている文脈はどういう文脈ですか。

河上係長 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則というのがございます。

こちらの第2条第1項第2号で、自治体側の事務になるのですが、その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していることというような規定になっております。

小林会長 事務の内容が類似しているということですね。

河上係長 おっしゃる通りです。

小林会長 そういうこともあるので、類似という言葉を使ったということですね。わかりました。これについて何かご意見がありましたら。

松宮委員 ご説明ありがとうございました。規則の中で使われている言葉である、内容が類似しているということなのですけども、最初別案で親和的という言葉が候補に挙がったと伺っております。

また、番号法と対応するというような言葉もあり得るかなと思ったのですが、親和的とか、対応するとなりますと法をそのまま持ってくるという意味合いになり、やはりこの木更津市独自に取り扱って整える内容であるという意味を出すために、この類似するという言葉を持ってこられたというお考えでよろしいでしょうか。

河上係長 法定事務そのものと一緒ではないのですが、趣旨目的は概ね一緒でしたり、事務の内容が似ているというところで、類似というような言葉を使っているということになります。

小林会長 今の質問はそこじゃなくて、これは我が市が独自でこういう事務にもマイナンバー使いますからねと、松宮委員のご質問の趣旨ってそこにあるのでしょうか。

国の制度と切り分けるという意味合いを、この類似という言葉に反映させているという質問ではないですか。

河上係長 申し訳ありません。解説ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。

そういう側面も含めての類似という言葉で、考え方としては合っております。

小林会長 ということで、問題ないと思うのですが、松宮委員はいかがでしょう。

松宮委員 了解しました。

小林会長 ご異議がなければこのままでということで。

それから3点目が、安全かつ適正な取り扱いの確保という番号法の目的の1つという表現。この点いかがでしょうか。

河上係長 番号法について、1条の目的が大きくわけて3つあり、行政の効率化というのが1つ、もう1つが国民の利便性のため、更にもう1つがこちらの適正な取り扱いという3つの目的がございます。

先ほど会長の方からもありました通り、より適切に表す方法としまして、1つに照らして、適切であると考え、と書かせていただいたところでございます。

小林会長 番号法の目的に照らしてというふうに表現してしまうと、番号法の目的がこれ1つしかないというふうにも受け取られかねない。

それに対して番号法の1条には今河上さんが言われたように、3つの目的が掲げられています。だから、その1つと言う方がより正確だろうということで、その1つというふ

うになっているんですね。

だからこれはこれでよろしいんじゃないかと思いますが、何かご意見があれば、ございませんでしょうか。であればこれで。

最後の点ですね。我々の結論、意見がここに集約されるわけだから、当初は差し支えないというふうな表現だったのが、そのあと大きな問題はないというふうに変わって最終的には適切であると。いかがでしょうか。今井委員は特にございませんでしょうか。

今井委員 目的の1つのという表現の部分に関してですが、私は目的の1つに照らしてというのは違和感がありまして。

というのは、要するに目的が3種類ある。その1つに照らすと適切だけど残り2種類に照らすと何か不適切ですよというふうに誤解を招かないかなというのをちょっと感じました。以上です。

小林会長 なるほど。そういうことを考えると、1つという表現は使わないで、最初の案にあったように、目的に照らすと、というふうに変えれば、今のような問題は解消されるということでしょうか。

今井委員 はい。そうですね。

小林会長 いかがでしょうか。鋭いご指摘ですね。

1つを目的にというふうにも書いても、もちろん問題はないと思います。ただ先ほども言いましたけれど、そうすると番号法の目的はこれ1つなのだというふうには受け取る人もいますよ。どっちもどっちというようなことになるのですが、いかがでしょう。

今井委員 現行案と違うプランを言ったので、私だったらこう書くかなというプランを説明しますと、以上のことから諮問事項1については、番号法の目的に、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いの確保が含まれることに照らして適切であると考えて、とするのはいかがでしょうか。

小林会長 そうすれば、どちらの懸案も解消されますね。これがより適切だと思います。

ご異議がなければこの部分はこれでいきましょう。

戻りますが、最後の適切、これの表現いかがでしょうか。

差し支えない、大きな問題はない、そして、最終的には適切であるというふうに変遷したということ踏まえて、いかがでしょうか。特になければこれでいきましょう。

ということで、諮問事項2の方については、1に倣ってということですから、特にございませんよね。内容的なことはここまでにしましょう。

そうすると、形式的な部分、句読点等も含めて検討していきますが、ここに句読点が必要じゃないかとかそういうことを含めて何かありますか。

今井委員 今、句読点というお話がありましたが、私はこの紙の下から2行目ですね、ただし諮問事項1に対する答申と同様に、の後に、個人的には点を入れていただきたいです。

小林会長 いかがでしょう。文法的に入れるのが普通でしょうね、入れましょう。

他にそういう形式、文章の形式面での、あるいは文法に照らしておかしいのではないか

とか、他にございませんでしょうか。

基本的な話に戻りますが、マイナンバーカードというカタカナ表記はこれでいいのですか。一般的に用いられている表現であって、番号法上はマイナンバーカードとは記載されてはいないのではないのでしょうか。

河上係長 番号法第2条第7項で、個人番号カードと定義があります。

小林会長 それでは個人番号カードに改めましょう。

増山委員 先ほど今井先生が指摘されていたところで、目的の1つに照らして、を、含まれることに照らしてと変更したではありませんか。

そのことについてなんですけど、諮問事項2の方でも、番号法の目的の1つに照らしてと書いてあるわけです。なので、こちらを変更したほうがよろしいのではないのでしょうか。

小林会長 そちらについては修正しました。他にございませんか。

では、1度こちらを印刷して確認していただいた方がいいですか。では、その作業をやっていただくと、しばし休憩に入ります。

#### 10分休憩

小林会長 先ほどの、議論を踏まえてプリントアウトしていただいたものがお手元にあるものです。改めて、内容面、あるいは形式面をチェックしていただいて、皆さんこれでOKということになれば、この一番上に出ている案を取って改めてもう一度プリントアウトしていただいたものを配っていただいて最終チェック。チェックが終わって、問題ないということであれば、副市長が見えられて、皆さんを代表して私の方で、答申を読み上げるということになりますので、お願いいたします。

ところで、令和6年6月25日付、木経改第167号-4で諮問のありましたことについて、諮問のありましたことについてという表現は、こういった文章で普通に使われるのでしょうか。

事務局 はい。

小林会長 諮問で、ではなくて、の、ですね。わかりました。他に何かございませんでしょうか。

それでは、原稿でいうところの校了で、最終的に案を取ったものを、もう一度渡して頂ければと思います。

答申が完成いたしました。委員の方々もありがとうございました。

それでは、答申を読み上げさせていただきたいと思います。

令和6年7月4日。木更津市長渡辺芳邦様。木更津市情報公開総合推進審議会会長小林伸一。特定個人情報の利用について（答申）。令和6年6月25日付け木経改第167号-4で諮問のありましたことについては、下記のとおり答申します。

1 諮問事項1について。諮問に係る事務については、既に本審議会において個人番号

を利用することについて適切であると答申した事務であり、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年木更津市条例第28号）別表第1及び第2に規定された事務であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務と類似する事務である。

諮問に係る特定個人情報については、当該特定個人番号利用事務において利用する特定個人情報の範囲内であると認められる。また、諮問に係る特定個人情報は、健康保険の被保険者証が、個人番号カードに一本化されることにより必要となるものであることから、諮問に係る事務において利用する必要性も認められる。

以上のことから、諮問事項1については、番号法の目的に特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保が含まれることに照らし、適切であると考ええる。

ただし、諮問に係る事務に携わる実施機関には、引き続き特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである。

2 諮問事項2について。諮問に係る3つの事務において、諮問に係る特定個人情報を利用することは、諮問事項1に対する答申の中で示したものと同一理由から、番号法の目的に特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保が含まれることに照らし、適切であると考ええる。

ただし、諮問事項1に対する答申と同様に、諮問に係る事務に携わる実施機関には、引き続き特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである。

田中副市長 ただいま答申を受けました。

小林会長を初め委員の皆様には慎重なご審議を賜りましてありがとうございました。

この答申を踏まえまして、条例案を精査させていただきまして、9月議会に提案させていただきます。予定でございます。

条例改正後は、諮問に係る事務について、特定個人情報の保護と利用に向け、準備を進めて参ります。

また番号法に基づいて、個人番号を取り扱う事務につきましては、審議会の皆様の議論、ご指摘を踏まえまして、安全性にも細心の注意を払いつつ、運営して参る所存でございます。

本日はありがとうございました。

小林会長 以上で本日の議題は終了しましたが、その他委員の皆様、事務局でなにかございますか。

河上係長 1点だけ事務連絡がございます。

情報公開30年の歩みというものを、総務課で作成しましたので、この後お配りさせていただきます。持ち帰っていただきまして、参考としていただけると大変助かります。よろしく願いいたします。以上です。

小林会長 これをもちまして令和6年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会を終了といたします。長時間にわたりまして皆様お疲れ様でございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年7月29日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸一